

西条市農業委員会 平成29年4月定例会農地部会（第1部会） 議事録

1 日 時 平成29年4月6日（木） 午後2時7分から午後2時20分

2 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3 会議構成員現在数 20名

4 出席者 18名

第1農地部会長	28番	西原 昇	
第1農地部会長職務代理者	33番	日野 哲也	
委員	4番	高橋 洋一	35番 一色 達夫
	7番	渡辺 春正	36番 高橋 悟
	10番	加藤 武司	38番 石橋 和敏
	11番	高橋 忠親	41番 楠 學
	17番	長谷川 孝師	42番 川上 敏数
	18番	曾我 正富	44番 渡部 桂
	20番	松本 義之	45番 戸田 博明
	29番	伊藤 孝司	46番 久松 博重

欠席者 2名 34番 高橋 信晃 48番 日野 重忠

5 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 近藤 功

事務局次長 渡邊 賢一郎

事務局担当次長 井上 雅裕

事務局副主査 越智 史郎

7 議事内容

部会長

ただ今から、第1農地部会におきます、平成29年4月定例農地部会を開会いたします。

それでは、議事録署名人の指名をいたします。

高橋洋一委員、加藤武司委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届出が高橋信晃委員から出ておりますのでご報告いたします。

書記については、事務局の井上、越智の両君にお願いいたします。

それでは議事に入ります。

農地法第3条関係

部会長

議案書2ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請内容を説明いたします。

1号は、〇〇氏が、〇〇氏から、小作地解放を受けようとする申請であります。

2号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

3号は、〇〇氏が、〇〇氏から、一般贈与を受けようとする申請であります。

4号は、〇〇氏が、〇〇氏から、一般贈与を受けようとする申請であります。

5号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

6号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、6件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。

事務局から補足説明があれば、お願いします。

事務局

3号及び4号については、第3者への一般的な贈与です。

部会長

以上のような内容ですが、いかがいたしましょうか。

委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員

1号、3号、問題ありません。

2号、問題ありません。

4号、問題ありません。

5号、問題ありません。

6号、問題ありません。

部会長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

部会長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上6件を原案どおり許可することといたします。

農地法第5条関係

部会長 次に、5ページ、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、申請内容を説明いたします。

1号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。

2号は、〇〇会社が、〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請であります。

3号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。

4号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、露天貸駐車場に転用しようとする申請であります。

5号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。

6号は、〇〇氏が、〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。

7号は、〇〇氏が、〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。

8号は、〇〇氏が、〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。

以上、8件提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。事務局から補足説明があれば、お願いいたします。

事務局 1号ですが、申請地は造成されて雑種地状態になっており、その是正を兼ねた案件であります。

8号ですが、申請地は造成されて譲渡人の宅地の一部として利用され

ており、その是正を兼ねた案件であります。

両案件とも、当該地を農地としてみた場合、転用許可基準は満たしているものと考えておりますので、許可はやむを得ないと考えられますが、申請者には始末書を提出させた上で、今後このような事をしない様、指導しております。

3号ですが、申請地のうち「〇〇 〇〇番〇」については、昭和〇〇年に農地法第5条の許可により造成されておりますが、許可により使用貸借を結んでいた当事者双方が亡くなっております。そのため、民法の規定によりその契約が失効し、昭和〇〇年の許可自体が失効しているものと判断されることから、「農地転用事業計画変更申請」ではなく「農地転用許可申請」に至っております。

5号ですが、建設道路課から転用事業に関連する道路工事施工承認を受けたため、宅地進入のためのグレーチング設置工事に着手しており、その作業スペースとして申請地が利用されていることから、行政書士を通じて工事を中止するよう指導しております。

なお、いずれの案件も、地元土地改良区から、異議無しとの意見書が提出されておりますのでご報告いたします。

部会長

以上のような内容ですがいかがいたしましょうか。
委員の皆さん、何かありましたらお願いいたします。

地区委員

1号、2号、問題ありません。
3号、問題ありません。
4号、5号、問題ありません。
6号、7号、問題ありません。
8号、問題ありません。

部会長

その他、ご意見ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

部会長

ありがとうございました。
『異議なし』ということでありますので、以上8件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農用地利用集積計画関係

部会長

次に8ページ、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、概要の説明を致します。

なお、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしており、詳細については議案書をご覧ください、ご審議願います。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の件数は、161件、面積が、586,978.31㎡となっており、所有権の移転が、4件、面積が、9,866.33㎡となっております。

事務局から補足説明があればお願いします。

事務局

当利用集積計画、後の配分計画案及び18条の解約の件数が多いのは、〇〇の農地について、所有者の方々が経営転換協力金を受領するため、一斉に従来の貸借を解約し、再度、中間管理機構及び〇〇組合と貸借の契約を結ぶためです。

まずは、利用集積計画から、順次、ご審議願います。

部会長

以上のような内容ですが、ご意見・ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

部会長

ありがとうございました。

「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

農用地利用配分計画（案）関係

部会長

次に44ページ、議案第4号、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、概要の説明を致します。

なお、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件は満たしており、詳細については議案書をご覧ください、ご審議願います。

農地中間管理事業の推進に関する法律による権利の設定の件数は、1件、面積が、276,746.31㎡となっております。

以上のような内容ですが、ご意見・ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

部会長

ありがとうございました。
「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

報告承認案件

部会長

次に、62ページ、報告承認案件について、お知らせいたします。
平成29年2月16日から、平成29年3月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、68件受理いたしました。
現況証明願いを、1件受理いたしました。
以上で報告を終わります。
それでは本日の第1農地部会を閉会します。
慎重審理どうもありがとうございました。

西条市農業委員会 平成29年4月定例農地部会（第2部会） 議事録

1 日 時 平成29年4月6日（木） 午後2時22分から午後2時36分

2 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3 会議構成員現在数 20名

4 出席者 18名

第2農地部会長	37番	渡部 菊秀		
第2農地部会長職務代理者	40番	垂水 久明		
委員			25番	渡邊 敏昭
	2番	行元 正治	26番	佐々木 康成
	6番	村上 繁敏	27番	越智 敏夫
	12番	芥川 森夫	30番	工藤 雅志
			31番	桑村 浅藏
	15番	徳永 良治	39番	曾我部 恒夫
	16番	玉井 正一	43番	渡邊 勝司
	22番	永井 利彦	44番	渡部 桂
	24番	四之宮 明	49番	莖田 元近

欠席者 2名

1番	瀬良 隆彦	13番	余吾 秀利
----	-------	-----	-------

5 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 近藤 功

事務局次長 渡邊 賢一郎

事務局担当次長 井上 雅裕

事務局副主査 越智 史郎

7 議事内容

部会長

ただ今から、第2農地部会におきます、平成29年4月定例農地部会を開会いたします。

それでは、議事録署名人の指名をいたします。

越智敏夫委員、工藤雅志委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届出が余吾秀利委員から出ておりますのでご報告いたします。

書記については、事務局の井上、越智の両君にお願いいたします。

それでは議事に入ります。

農地法第3条関係

部会長

議案書79ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請内容を説明いたします。

1号は、〇〇氏が、〇〇氏から、小作地解放を受けようとする申請であります。

2号は、〇〇氏が、〇〇氏から、生前一括贈与を受けようとする申請であります。

3号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

4号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

5号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

6号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

7号は、〇〇氏が、〇〇氏から、一般贈与を受けようとする申請であります。

8号は、〇〇氏が、〇〇氏から、一般贈与を受けようとする申請であります。

9号は、〇〇氏が、慣行小作権について、〇〇氏から、移転を受けようとする申請であります。

10号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

11号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、11件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。

事務局から、補足説明があれば、お願いします。

事務局

10号については昨年〇月に、11号については昨年〇月に〇〇氏が、農業経営基盤強化促進法によるあっせんにより、所有者となりましたが、この度、3条申請がなされました。

あっせんの趣旨から、短期間の譲渡は好ましくありませんが、禁止はされておられません。

ただ短期の譲渡となり、普通の取引の倍の所得税、市県民税が課税されますが、本人は了解済みです。

部会長

以上のような内容ですが、いかがいたしましょうか。
委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員

1号、問題ありません。

2号、10号、11号、問題ありません。

3号、8号、9号、問題ありません。

4号、問題ありません。

5号、問題ありません。

6号、問題ありません。

7号、問題ありません。

部会長

他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。

部会長

「異議なし」ということでありますので、以上11件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

次に、83ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、申請内容を説明いたします。

1号は、〇〇氏が、工場の増築及び住宅用物置を建設するため、宅地を拡張しようとする申請であります。

2号は、〇〇氏が、露天貸駐車場への進入路に転用しようとする申請であります。

以上、2件提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。
事務局から補足説明があれば、お願いいたします。

事務局

1号ですが、申請地は造成され、申請人の自宅の敷地及び申請人が営む工場の敷地として既に利用されており、その是正案件であります。

当該地を農地としてみた場合、転用許可基準は満たしているものと考えておりますので、許可はやむを得ないと考えられますが、申請者には始末書を提出させた上で、今後このような事をしない様、指導しております。

2号ですが、次の議案第3号の13号と関連した案件で、双方の案件とも同一の土地への進入路となります。

また、いずれの案件も、地元土地改良区から、異議無しとの意見書が提出されておりますのでご報告いたします。

部会長

以上のような内容ですがいかがいたしましょうか。
委員の皆さん、何かありましたらお願いいたします。

地区委員

1号、問題ありません。
2号、問題ありません。

部会長

その他、ご意見ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

部会長

ありがとうございました。
『異議なし』ということでありますので、以上2件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

部会長

次に、85ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、申請内容を説明いたします。

9号は、〇〇氏が、〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。

10号は、〇〇氏が、〇〇氏から使用貸借権設定を受け、賃貸共同住宅を建設しようとする申請であります。

11号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、露天貸駐車場に

転用しようとする申請であります。

12号は、〇〇氏が、〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請であります。

13号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、露天貸駐車場への進入路に転用しようとする申請であります。

以上、5件提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。事務局から補足説明があれば、お願いいたします。

事務局

特にありませんが、地元土地改良区から、異議無しとの意見書が提出されておりますのでご報告いたします。

部会長

以上のような内容ですがいかがいたしましょうか。
委員の皆さん、何かありましたらお願いいたします。

地区委員

9号、10号、問題ありません。
11号、問題ありません。
12号、問題ありません。
13号、問題ありません。

部会長

その他、ご意見ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

部会長

ありがとうございました。
『異議なし』ということですので、以上5件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農用地利用集積計画関係

部会長

次に87ページ、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、概要の説明を致します。

なお、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしており、詳細については議案書をご覧ください、ご審議願います。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の件数は、81件、面積が、272,956.71㎡となっており、所有権の移転が、5件、面積が、

5, 817㎡となっております。

以上のような内容ですが、ご意見・ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

部会長

ありがとうございました。

「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

農用地利用配分計画（案）関係

部会長

次に106ページ、議案第5号、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、概要の説明を致します。

なお、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件は満たしており、詳細については議案書をご覧ください、ご審議願います。

農地中間管理事業の推進に関する法律による権利の設定の件数は、2件、面積が、48,807㎡となっております。

以上のような内容ですが、ご意見・ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

部会長

ありがとうございました。

「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

報告承認案件

部会長

次に、111ページ、報告承認案件について、お知らせいたします。

平成29年2月16日から、平成29年3月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、10件受理いたしました。

以上で報告を終わります。

それでは本日の第2農地部会を閉会します。

慎重審議どうもありがとうございました。